



- ① 契約水量決定 申込みにあたっての契約水量を決めていただきます。
- ② 給水申込 給水の申込みをしていただきます。
- ③ 給水可否審査 契約水量に対して、企業局の施設能力等を勘案の上、給水可否について審査後、給水が可能な場合は、給水承認通知を行います。
※状況によっては希望する水量の給水ができない場合があります。
- ④ 給水工事申請 給水が可能と確認後、給水施設の工事の申請書を提出していただきます。
(水理計算書・図面等を添付)
- ⑤ 給水承認 給水申込・水理計算・図面等の審査後、給水施設等工事承認を通知します。
- ⑥ 給水施設工事 企業局の承認後、給水施設の工事を行っていただきます。
- ⑦ 完成検査 施設完成後、検査を行います。
- ⑧ 給水開始 検査の結果、給水に支障がないことが確認できれば、給水を開始します。

Q1：水道水と工業用水の違いは何ですか？

工業用水は、原水を沈でん処理（一次処理）したものであり、上水道のような浄水処理を行っておりません。そのため、直接飲料水としては利用できませんが、上水道に比べて非常に経済的であり、製造業等において、さまざまな用途で利用されています。

Q2：水道水と比べて安いのですか？

上水道に比べて、安いです。給水区域の市町村の水道料金により異なりますが、ひと月に約3,000m³の水を使用する場合、年間で数百万円の経費縮減が図られる場合もあります。

Q3：誰でも申し込めるのですか？

給水区域内において、製造業等の工業を営む者（一定の条件の下で、雑用水として他の産業でも使用可）であり、給水申込の水量等の条件を満たしていれば、申込が可能です。

Q4：工業団地や工場適地以外でも利用できますか？

給水区域内であれば、工業団地や工場適地以外でも利用可能です。工業用水の配水管に近いほど初期投資を低く抑えることができます。

Q5：製造業以外の業種でも利用できますか？

一定の条件の下で、製造業以外でも雑用水として、下水処理場やゴミ焼却場等の公共施設、クリーニング業、運送業、スーパーやショッピングセンター等の産業の健全な発展に資する施設等については、利用可能な場合があります。

Q6：加工食品の原料としても利用できますか？

飲料用として直接利用することはできませんが、フィルター等を設置して浄水処理していただくことによって、加工食品の原料として利用できます（酒造、製菓、水産加工食品等）。

沖縄県企業局 配水管理課

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

TEL：098-866-2810

FAX：098-866-2811

沖縄県企業局 工業用水道事業についてのホームページ
(給水の手引き・申込み申請用紙をダウンロードできます)

<https://www.eb.pref.okinawa.jp/jigyo/104/105>

沖縄県 工業用水



古紙ハルブ配合率80%再生紙を使用

この冊子は、1,000部作成し、1部当たりの印刷単価は64円です。